

「既存樹木の保護・生き物への配慮・景観への配慮・屋上緑化」チェックリスト

このチェックリストは、新宿区をみどり豊かなうるおいと安らぎのあるまちにするため、今回の事業計画の中で、区民及び事業者の皆様にご配慮いただきたいことを記入してもらうものです。
チェック後、緑化計画書の参考資料として添付してください。

1 既存樹木の保護について

計画地の既存樹木の保護について、下記の項目に○でお答えください。(複数答可)

- ア. 区に指定されている保護樹木・保護樹林・保護生垣があります。
- イ. 幹回り 1.2m 以上の大木がある。
- ウ. 既存樹木は残存・移植によりすべて残します。
- エ. 既存樹木は残存・移植により一部残します。
- オ. 既存樹木はありますが、残すに値するような大木や特別な樹木はありませんので残しません。
- カ. 既存樹木はありますが、建築計画の都合で残せません。
- キ. 既存樹木はまったくありません。



- ・残存・移植によりできるだけ残してください。
- ・やむを得ず伐採する場合は、新植により緑化基準を満たしてください。
- ・保護樹木等を伐採する場合は、事前に保護樹木等の解除申請を行ってください。

2 生き物（チョウ・トンボ・野鳥など）への配慮について

計画地の生き物への配慮について、下記の項目に○でお答えください。(複数答可)

- ア. 生き物が好む樹種を選びました。(樹種名 ー)
- イ. 植栽樹木を多種類にしました。
- ウ. 植栽形態を工夫しました。(どのような点で ー)
- エ. その他 ()

3 景観への配慮について

計画地の景観への配慮について、下記の項目に○でお答えください。(複数答可)

- ア. 接道部の植栽はボリュームとデザインを工夫しました。
(どのような点で ー)
- イ. ゴミ置き場・設備機器等を植栽で隠しました。
- ウ. 植栽樹木を多種類にしました。
- エ. 植栽面積をできる限り多くとりました。
- オ. その他 ()

4 屋上緑化の実施について

本計画の建築物の屋上緑化について、下記の項目に○でお答えください。

- ア. 基準どおりに行う予定です。
- イ. 算定外のプランターや植木鉢の設置くらいはできると思います。
- ウ. 今回の計画に屋上（又は屋上に準ずる場所）はありません。
- エ. 行いません（行えません）。
(その理由は ー)
- オ. 自動かん水装置を設置します。